

# 海外旅行傷害保険(自動セット)の概要①

項目補償	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡／後遺障害	海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害を生じた場合	<p>【死亡の場合】</p> 死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 <p>【後遺障害の場合】</p> 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。	たとえば、 <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>●被保険者のけんか、自殺行為または犯罪行為</li> <li>●戦争・革命などの事変または暴動</li> <li>●放射能汚染</li> <li>●自動車などの酒気帯び運転、無資格運転</li> <li>●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの</li> <li>●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング等の危険なスポーツ中の事故</li> <li>●自動車等の乗用具を用いて競技・競走・興行または試運転をしている間の事故</li> </ul> など
傷害治療費用	海外旅行中の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けた場合(義手・義足の修理を含みます。)	1回のケガにつき、被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額を傷害治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。(事故の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。) <ol style="list-style-type: none"> <li>①診療費・入院費関係(入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や医師の指示によりホテルで静養したり治療を受けた場合のホテル客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。)、入院・通院のための交通費および通訳雇入費で治療のために現実に支出した金額。</li> <li>②入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費のうち現実に支出した金額。ただし、身の回り品購入費は5万円、合算で20万円を限度とします。</li> <li>③医師の治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その額を差し引きます。)</li> </ol> <p>【注】</p> 日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。	左記傷害死亡・後遺障害の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ。
疾病治療費用	<ol style="list-style-type: none"> <li>①「海外旅行中に発病した病気」または「海外旅行終了後48時間以内に発病した病気(その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。)」により、海外旅行終了後48時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合</li> <li>②海外旅行中に感染した特定の感染症(コレラ、ペスト、天然痘、発疹(しん)チフス、ラッサ熱、マラリヤ、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。))であるものに限ります。なお、その感染症が同法第6条第2項から第4項までに規定する感染症または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症となった場合も対象とします。)により海外旅行が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</li> </ol>	1回の病気につき、被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額を疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。(治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。) <ol style="list-style-type: none"> <li>①診療費・入院費関係(入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や医師の指示によりホテルで静養したり治療を受けた場合のホテル客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。)、入院・通院のための交通費および通訳雇入費で治療のために現実に支出した金額。</li> <li>②入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費のうち現実に支出した金額。ただし、身の回り品購入費は5万円、合算で20万円を限度とします。</li> <li>③医師の治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その額を差し引きます。)</li> </ol> <p>【注】</p> 日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。	たとえば、 <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>●戦争・革命などの事変または暴動</li> <li>●放射能汚染</li> <li>●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの</li> <li>●妊娠、出産、早産、流産およびこれらにもとづく病気</li> <li>●歯科疾病</li> <li>●被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。)を行っている間に発病した高山病</li> </ul> など <p>【注】</p> 旅行出発前に発病した病気による疾病治療費用のお支払いはできません。

※会員資格期間とは、入会日の翌日午前0時から1年間をいい、以後、毎年更新されます。

# 海外旅行傷害保険(自動セット)の概要②

項目補償	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 (自己負担額1千円)	<p>海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人の物※を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>※ホテル等の宿泊施設の客室・客室内の動産( Сейフ、ティーボックスおよび客室のキーを含みます)に与えた損害または被保険者が賃貸業者より借り入れた旅行用品・生活用品に与えた損害について、その財物について正当な権利を有する者に対する賠償責任を含みます</p>	<p>1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。</p> <p>【注】 賠償金額の決定には、事前に保険会社の承認を必要とします。 ●1回の事故ごとに1,000円が自己負担額となります。</p>	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の故意</li> <li>●戦争・革命などの事変または暴動</li> <li>●放射能汚染</li> <li>●被保険者の職業上の行為</li> <li>●受託物に対する損害賠償責任</li> <li>●自動車、船、飛行機、銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用、管理に起因する事故</li> <li>●親族に対する損害賠償責任</li> <li>●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>●被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p>など</p>
救済者費用	<p>①海外旅行中の事故によるケガが原因で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡した場合</li> <li>●海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限り、)が原因で、海外旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合</li> </ul> <p>②海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した場合に限り、)が原因で、継続して7日以上入院した場合</p> <p>③海外旅行中の事故により搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難した場合、被保険者の生死が確認できない場合(無事が確認できた後に発生した費用は対象になりません。)または緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合</p>	<p>被保険者およびその親族が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用を会員資格期間※を通じ救済者費用保険金額を限度としてお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①捜索救助費用</li> <li>②救済者の現地までの航空運賃等の往復運賃(救済者3名分限度)</li> <li>③救済者の現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救済者3名分限度かつ1名につき14日分限度)</li> <li>④現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。)</li> <li>⑤遺体の処理費用(100万円まで)、遺体輸送費</li> <li>⑥諸雑費(救済者の渡航手続費、現地での交通費・通信費等、合計で20万円まで)</li> </ol>	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>●被保険者のけんか、犯罪行為</li> <li>●自殺行為(死亡した場合を除きます。)</li> <li>●戦争、革命などの事変または暴動</li> <li>●放射能汚染</li> <li>●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの</li> <li>●妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気(死亡した場合を除きます。)</li> <li>●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング等の危険なスポーツ中の事故</li> </ul> <p>など</p> <p>【注】 旅行出発前に発病した病気により入院した場合は、救済者費用のお支払いはできません。</p>
※JTB旅カードVISAゴールドのみ対象 携行品損害 (自己負担額3千円)	<p>海外旅行中に携行品(カメラ、宝石、衣類、航空券、旅券など)が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合</p> <p>【注】 携行品は、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいますが、現金・小切手・クレジットカード・コンタクトレンズ・定期券・運転免許証・現金自動支払機用カード・各種書類等は含みません。また、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー等危険なスポーツ等を行っている間の当該スポーツ等の用具、被保険者が携行していない物(被保険者の居住施設内にある物や別送中の物等)も対象となりません。</p>	<p>携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として時価額または修理費のいずれか低い方を限度としてお支払いします。また、旅券の盗難等による損害については、現地での再発給費用(交通費、宿泊費を含みます。)を5万円を限度としてお支払いします。</p> <p>【注】 ●1回の事故ごとに損害額のうち3,000円はご自身で負担していただきます。 ●保険金額は1旅行期間中かつ会員資格期間中の限度額となります。</p>	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者、身の回り品の所有者または保険金受取人の故意</li> <li>●戦争・革命などの事変または暴動</li> <li>●携行品の瑕疵(かし)または自然の消耗</li> <li>●携行品の置き忘れまたは紛失</li> <li>●差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置を除く)</li> <li>●単なる外観の損傷であって保険の目的の機能に支障をきたさない損害</li> <li>●保険の対象である液体の流出</li> </ul> <p>など</p>

※会員資格期間とは、入会日の翌日午前0時から1年間をいい、以後、毎年更新されます。